

那須烏山市雇用調整助成金等活用促進交付金

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされ、雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金を活用して、労働者の雇用の維持を図ろうとする市内の中小企業者を支援します。

1. 対象となる事業者（次の全てに該当する事業者）

- 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であること
- 新型コロナウイルス感染症の影響に起因して、2020年4月1日以降に、雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金の支給申請を行っていること
- （法人の場合）本社又は本店など主たる事業所を那須烏山市内に置いていること
- （個人事業主の場合）主に那須烏山市内で事業を行っており、かつ、那須烏山市内に住民登録をしていること

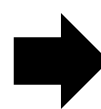
2. 交付金額

1事業者あたり10万円（1回限り）

3. 提出書類

①雇用調整助成金等活用促進交付金申請書兼請求書（市HPからダウンロード）
②雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金の支給申請書の写し ※労働局又はハローワークの受領印があるもの
③（法人の場合）：登記簿謄本（個人事業主の場合）：住民票写し
④チェックシート兼誓約書（市HPからダウンロード）

①、④の様式は、市ホームページ (<http://www.city.nasukarasuyama.lg.jp/index.cfm/11,44147,71,html>) からダウンロードしてください。市役所烏山庁舎（商工観光課窓口）及び市役所南那須庁舎（玄関ホール）でも入手可能です。窓口等での入手が困難な場合は郵送いたしますので、お問合せください。



4. 申請方法

上記の提出書類を次の宛先に郵送してください。

[宛先] 〒321-0692 那須烏山市中央1-1-1
那須烏山市役所商工観光課「雇用調整助成金等活用促進交付金」担当 行

※感染拡大防止のため、原則、郵送申請のみとさせていただきますが、やむを得ず持参する場合は、窓口での混雑を避けるため、事前に電話連絡の上、商工観光課へ来庁願います。

5. 申請受付期間

令和2年8月17日（月）～10月15日（木） ※当日消印有効

申請受付後、不備等がなければ1か月程度で口座振込により交付金の交付を行います。

6. その他

- 労働局から、雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の支給決定又は不支給決定に関する通知が届いた際には、速やかにその写しを上記の宛先に郵送してください。
- なお、雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金が不支給であったとき、既に市から交付を受けた交付金がある場合には、当該交付金を返還していただくこととなります。

交付金に関する問合せ先 那須烏山市商工観光課 商工振興グループ

TEL：0287-83-1115 受付時間8：30～17：15

※雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の申請に関しては、

厚生労働省コールセンター（TEL：0120-603-999）にお問合せください。